

1. 議事日程

〔令和元年第3回安芸高田市議会9月定例会第21日目〕

令和元年 9月25日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第50号 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第4 | 議案第52号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第53号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第54号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第7 | 議案第55号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第56号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 認定第1号 平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第2号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第3号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第4号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第5号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第6号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第7号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第8号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第9号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第10号 平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第64号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 常任委員会構成等調査研究特別委員会の設置について |

日程第21 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番	新田和明	2番	芦田宏治
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊莊	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠
政策企画課長	河本圭司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

○先川議長 皆様おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約  
の締結について、5件の報告がありました。  
第2点、教育長より、平成30年度分教育委員会事務の点検、評価、報  
告書についての報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承くださ  
い。

○先川議長 以上で、諸般の報告を終わります。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御  
協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会から報告をいたします。  
本日の会議の運営につきまして、去る9月20日に議会運営委員会を開  
き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告いたします。  
追加案件となる議案第64号の取り扱いについて協議を行い、提案理由  
説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
また、常任委員会構成等調査研究特別委員会の設置について、の取り  
扱いについて協議を行い、議長より提案の後、採決を行うことといたし  
ました。  
以上、報告を終わります。

○先川議長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番
新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第50号 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴  
う関係条例の整理に関する条例

日程第3 議案第51号 過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第2、議案第50号「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件、及び、日程第3、議案第51号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宋戸邦夫君。

○宋戸総務企画常任委員長 それでは、総務企画常任委員会委員長報告を行います。

令和元年9月5日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案につきまして、9月12日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第50号「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等で資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、成年被後見人または被保佐人の要件を削除すること等に伴い、関係条例について改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「今回の条例の整理に伴い、条例にかかわる規定や要綱等で成年被後見人にかかわるものがあると思うが、その整理も一律にしなければ実効性のない条例整備になるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「この条例改正に伴い、要綱、要領等で改正を伴うものがある。これについては条例の可決後にまとめて行うように考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第51号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、過疎地域自立促進特別措置法、平成12年法律第15号第6条第7項の規定により、新規事業として安芸高田市文化センターの改修事業、山手西線改良、観光施設環境整備事業の追加に伴い、過疎自立促進計画を変更するため、議会議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「観光施設の計画的な改修は必要だと思うが、今回全体でどれぐらいの金額の過疎債を計画しているのか。」との質疑があり、執行部より、「令和元年度から4年度までの計画となっており、全体の事業費は3施設合わせて3億3,000万円余りの計画である。現行の過疎法が適用されている今年度と来年度の2年間で、1億7,200万円余りの過疎債を計画しており、それ以降は現在のところ、一般財源のみでの計画にしている。」との答弁がありました。

また、委員より、「今後、過疎法がどうなるかわからず、流動的であるが、仮に過疎法が適用されなくなった場合、この改修計画はどのよう

な見通しを立てているのか。」との質疑があり、執行部より、「現行の過疎法は、令和3年3月31日までとなっており、その後の動きについては現在、国でもるる協議されていると聞いている。安芸高田市が引き続き過疎地域としての要件を満たすかどうか懸念しており、仮に過疎地域から外れた場合には、新たな財源をどのように捻出するかが大きな課題と考えている。」との答弁がありました。

以上の2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告いたします。

- 先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより本案2件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第50号「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件、及び、議案第51号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 先川議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第52号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第53号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第54号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 先川議長 日程第4、議案第52号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第6、議案第54号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件の3件を一括して議題といたします。

本案3件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

- 秋田文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和元年9月5日付で本委員会に付託されました、議案第52号、第53号、第54号の3件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案につきまして、9月13日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第52号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」は、令和元年11月5日施行の住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令により、住民票等に旧氏を併記することが可能になることにあわせ、印鑑登録証明書に旧氏を併記することを可能にするものであります。

審査の過程において、委員より、「旧氏を併記できるようになってどのようなメリットがあるか。」との質疑があり、執行部より、「女性が結婚後も職場等で旧氏を使用されるケースがふえていると聞いている。契約等した場合に印鑑登録が旧氏のまま使用できるようになり、以前の印鑑がそのまま使用できるメリットがあると考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第53号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、令和元年8月1日に施行の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律により、災害援護資金の貸し付けを受けた者の償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、合議制の機関の設置について、必要な措置を講ずるよう改正されたため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、令和元年10月1日施行の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、関係条例文の文言を整理するものであります。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告いたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより本案3件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第52号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件から、議案第54号「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第55号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第56号 安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第7、議案第55号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び、日程第8、議案第56号「安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 令和元年9月5日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった2議案について、9月17日に産業建設常任委員会を開き、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

議案第55号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、行政区の新設に伴い、条例の水道事業の給水区域に新たな行政区を追記するものであります。

審査の過程において、委員より、「行政区の分割は、住民側から話があったのか。市から行ったのか。」との質疑があり、執行部より、「地域コミュニティの活動が講中中心で、以前から新しい行政区の設置を求められていた。現在の地域の方の賛同があることや、積極的に新しい行政区において、コミュニティづくりを進めるという宣誓をいただいていることを勘案し、行政区を分けることとした。」との答弁がありました。

次に議案第56号「安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の休止・廃止などの実態との乖離の防止を図るために、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されましたので、更新手数料を1万円に定めるものであります。

なお、指定の有効期間は5年であります。

審査の過程において、委員より、「安芸高田市には、指定給水装置工事事業者が何社あるか。」との質疑があり、執行部より、「8月20日現在で213社の登録があり、このうち市内に住所を持っている業者は66社、それ以外は市外である。この中には廃業された業者も含まれており、全てが稼働されているかを掌握できていないのが現状である。」との答弁がありました。

以上の2議案について審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものであると決しました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより本案2件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第55号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び、議案第56号「安芸高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第9 | 認定第1号 | 平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第2号 | 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第3号 | 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第4号 | 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第5号 | 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第6号 | 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第7号 | 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第8号 | 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第9号 | 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第10号 | 平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

○先川議長 日程第9、認定第1号「平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定につ

いて」の件から、日程第18、「平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの10件を一括して議題といたします。

本10件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

定例会の初日において、本委員会に付託された認定第1号から認定第10号までの平成30年度一般会計、特別会計、並びに公営企業会計の決算の状況につきまして、その審査経過と結果について報告をいたします。

付託のあった10件の認定案件につきまして、9月18日、19日の両日、予算決算常任委員会を開き、執行部の説明員の出席を求め、歳入・歳出の決算状況を確認し、予算執行と行政効果について慎重に審議をいたしました。

平成30年度普通会計の決算規模は、歳入総額220億3,027万1,000円、歳出総額211億9,790万8,000円となり、決算規模は歳入歳出ともに前年度を上回るものとなりました。

実質収支については、2億391万9,000円で、これから前年度の実質収支を引いた単年度収支は、マイナス2億671万7,000円でありました。

財政調整の役割を果たす財政調整基金は、積立金が177万4,000円に対し、取り崩し額は11億179万7,000円でした。また、将来の経常的経費の負担を軽減する地方債の繰上償還は、1億1,181万2,000円行われており、これらを単年度収支の基金積立額、繰上償還額を加え、基金取り崩し額を差し引いて得られる実質単年度収支は、マイナス11億9,492万8,000円でありました。

財政指標につきましては、経常収支比率は97.4%と前年度から2.3ポイント上昇しており、普通交付税の減額や、臨時財政対策債の発行可能額が縮小したことが影響したものと判断されます。

実質公債費比率は14.2%で、前年度から0.5ポイント上昇しており、将来負担比率は92%と前年度から3.9ポイント上昇する結果となりました。

財政規模は、24年度から27年度にかけて減少傾向にあったものが、28年度から30年度にかけて増加傾向になっていますが、これは学校規模適正化に伴う統合小学校整備などの普通建設事業費が増加したことに加え、平成30年の7月豪雨災害に伴う災害復旧事業費の増加が要因となっているものであります。

審査の経過であります。一般会計において出された主な質疑と答弁は次のとおりであります。

総務部の審査の中で、電算システム事業について、委員より、「コンビニ交付サービスを導入して、市民の利用はどのように推移しているのか。」との質疑があり、執行部より、「平成30年7月1日から導入し、平

成30年度末までに91件の利用があり、今年度、4月から8月までに144件の利用がある。利用はふえている状況であり、国においてもマイナンバーカードの利用について広報されているので、今後ふえていくと思われる。」との答弁がありました。

企画振興部の審査の中で、生活路線確保対策事業について、委員より、「お太助ワゴンの平均利用者数が、計画値に達していない中、利用料金収入は計画に対してどのくらいマイナスになっているのか。」との質疑があり、執行部より、「平成22年度スタート当初1,100万円程度、ピークは平成25年度あたりで1,400万円程度、平成30年度は1,130万円となっており、限られた時間の運行の中で、どの便も満員とはならないので、利用料金収入が若干下がっている状況である。今後利用促進を図っていくことが課題と考える。」との答弁がありました。

産業振興部の審査の中で、中山間地域等直接支払交付金事業並びに、多面的機能支払交付金事業について、委員より、「課題として、制度を十分理解していない協定があるため、制度の周知徹底を図る必要があるとのことだが、予算額と決算額が同額で、制度を十分理解していなくても、全額交付している現状だが、このことをどのように受けとめているのか。」との質疑があり、執行部より、「制度説明は年1回行っているが、現地確認等で課題となる案件もあり、その部分については個別に通知させていただきながら、改善を図っていただいている。また、通知をすることにより、直接の相談に対応を行いながら、制度の理解を図っている。来年度以降、中山間地域等直接支払交付金の制度改正が始まるので、さらなる周知徹底を図る必要があると考えている。」との答弁がありました。

市民部の審査の中で、マイナンバーカード交付事業について、委員より、「マイナンバーカード交付が目標値まで伸びなかったが、カード利用にメリットがないという理解でよいのか。」との質疑があり、執行部より、「今までメリットについて啓発ができなかったことは事実だが、政府の進める保険証としての利用、マイナポイントの普及等の方針をしっかりと広報して、早目にマイナンバーカードを取得いただくように啓発を取り組みたい。」との答弁がありました。

次に、認定第2号から認定第10号までの特別会計及び公営企業会計決算の審査につきましては、水道事業会計利益の処分及び決算の審査において、委員より、「配水量の有収率について、平成30年度82.5%と前年度より改善されているが、この値は標準的にどうなのか。」との質疑があり、執行部より、「決して誇れる数字ではないことは認識している。しかしながら、漏水等があり、全て解決できるものではなく、すぐに改善というのも難しい状況である。」との答弁がありました。

その他の特別会計決算の審査においては、特徴的な質疑はなかったものの、計画された事業についても適正に執行されておりました。また、歳入歳出の執行においても、遅延なく行われているものと判断いたしま

した。

採決に当たって、付託された10件の認定案件について、いずれも予算の執行及び財務に関する事務処理は適正に行われていると判断し、10件全て認定すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより本案10件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより本案10件を個別に討論、採決いたします。

まず、認定第1号「平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 平成30年度の一般会計の決算審査について賛成討論を行います。

一般会計、実質単年度収支は平成28年度からマイナスが29年度、そして30年度と3カ年マイナスが続いております。さらに、経常収支比率は、97.4%と財政の硬直化を示すものとなっております。これは、普通交付税の合併特例加算措置の段階的な削減、さらに平成30年7月の豪雨災害からの復旧の中での大変厳しい財政運営であったと受けとめます。

こうした中、社会経済環境の変化に伴い、さらに多様化、複雑化する行政課題に的確に対応していくためにも、持続可能な行財政運営を確立されるよう求め、賛成討論といたします。

○先川議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号「平成30年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
そのほかの議案について、討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、続いて認定第2号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、認定第3号「平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号「平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
続いて、認定第4号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、認定第5号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第5号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、認定第6号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第6号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、認定第7号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、認定第8号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、認定第9号「平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号「平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。続いて、認定第10号「平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 水道事業決算について賛成討論を行います。

水道と簡易水道の企業債を合わせ、未償還残高は約43億円。償還収益もある中、今後公表される水道ビジョンにおける将来に向けた更新計画に期待するとともに、その償還についても組み込んで、持続可能な行財政運営を確立されるよう求め、賛成討論といたします。

○先川議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号「平成30年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第64号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第19、議案第64号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員の皆様方には、御多用のところ御参集賜りありがとうございます。本日、追加議案として1議案提出をさせていただきます。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

議案第64号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成28年度税制改正により、消費税率の引き上げにあわせて、法人住民税法人税割の税率が引き下げられることに伴い、市税の条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 岩崎猛君。

○岩崎市民部長 議案第64号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

本件は、平成28年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたこと、及び消費税率引き上げ時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更する旨の関係法律等が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、安芸高田市税条例の一部を改正するものでございます。

説明資料をごらんください。

法人住民税法人税割の税率改正の概要を記載をしております。この改正は、地域間の税源の偏在性、偏りを是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的としており、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用されるものでございます。

改正のイメージ図をごらんください。

法人税割は、市町村分と都道府県分で構成をされており、市町村分は9.7%から6.0%に3.7%引き下げ、都道府県分は3.2%から1.0%に2.2%引き下げられ、引き下げられた合計の5.9%分を国税であります地方法人税を引き上げ、10.3%とし、その増収分を地方交付税の原資とするものでございます。

次に、議案書の説明をいたしますので、議案書の1ページをお開きください。

右の表が改正前、左の表が改正後の条例でございます。

議案書2ページをお開きください。

第34条の4法人税割の税率について、先ほど説明しましたとおり、改正前の100分の9.7を100分の6.0に改めるものでございます。

附則といたしまして、改正条例の施行期日を令和元年10月1日とすること、及び経過措置について規定をするものでございます。

なお、今回の改正に伴う市税収への影響は、令和2年5月以降に申告書を提出する法人分から生じるため、今年度歳入における影響はございません。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 常任委員会構成等調査研究特別委員会の設置について

○先川議長 日程第20、「常任委員会構成等調査研究特別委員会の設置について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

第1点、来期一般選挙定数16の各常任委員会の構成について、第2点、議員報酬のあり方について、第3点、政務活動費のあり方についての調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員で構成する常任委員会構成等調査研究特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査研究を行うことにいたしたいと思っております。

これに、御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、来期一般選挙、定数16の各常任委員会の構成について、議員報酬のあり方について、及び政務活動費のあり方についての調査を行うため、8人の委員で構成する常任委員会構成等調査研究特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、設置されました常任委員会構成等調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 新田和明君、2番 芦田宏治君、4番 玉井直子さん、9番 大下正幸君、11番 熊高昌三君、12番 宍戸邦夫君、13番 秋田雅朝君、16番 青原敏治君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を常任委員会構成等調査研究特別委員に選任することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ここで、先ほど設置されました常任委員会構成等調査研究特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

常任委員会構成等調査研究特別委員会の委員長に宍戸邦夫君、同副委員長に芦田宏治君、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第21 閉会中の継続審査の件について

○先川議長 日程第21「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和元年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員